

山中湖中学校いじめ防止基本方針

山中湖村立山中湖中学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

II いじめ対策の組織

III 未然防止

IV 早期発見

V 早期対応

VI その他の留意事項

VII いじめ防止指導計画の作成

(令和5年2月改訂)

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、未然防止としての「いじめを生まない土壤づくり」のためには、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法第13条の規定及び国のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より】

2 いじめに関する基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ対策の組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための未然防止の取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

そこで、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、常設の「生徒指導部会」と必要に応じて開催する「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

1 生徒指導部会（毎週）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭
その他必要に応じ関係する職員

2 いじめ対策委員会

生徒指導部会、及び、学校評議員
山中駐在、民生児童委員、人権擁護委員、その他必要に応じて関係機関

3 重大事案発生時の組織

重大事案が発生したとき、速やかに対処するとともに、再発防止に向け、次のいずれかの組織を設ける。(学校内では対処しきれず、外部の専門家や教育委員会が設置する組織が必要と学校長が判断した場合)

- ① いじめ対策委員会、及び、外部の専門家を含めた調査組織
- ② 山中湖村教育委員会の設置する調査組織

※重大事案とは、

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ②いじめにより、相当の期間（年間30日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

III 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

1 校内の指導体制

(1) 学校全体での取り組み

①いじめを許さない風土づくり

- ・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から学級や学年、生徒総会・全校集会などで生徒に訴えていく。
- ・生徒指導主事と生徒会担当が連携し、いじめ防止のためのスローガンなどを生徒総会等で決め、学校全体でいじめ防止に取り組んでいることを生徒に意識させる。

②相談体制・支援体制づくり

- ・二者懇談や第三者懇談とは別に、ふれあいの日、教育相談日や相談週間を設定し、生徒自身から気楽に様々な悩みを相談できる環境をつくる。また、アンケートや相談表の実施も定期的に行う。
- ・「生徒指導部会」「いじめ対策委員会」を機能させ、生徒の日常の相談からいじめに関する内容まで情報の共有を図り、支援体制を充実させる。

④ 報告・連絡・相談・確認・記録

- ・学級担任や教科担任は教室や授業で、養護教諭は保健室で、生徒の様子で気になることがあったら、即時に学級担任や学年主任、養護教諭、生徒指導主事、教務主任、教頭等へ、また必要に応じて保護者にその日のうちに必ず報告・連絡すると同時に、相談・確認・記録をこまめに行う。時には、スクールカウンセラーなどへの相談につなげることも、未然防止の一助となる。

(2) 授業担当者としての取り組み

①指導力の向上

- ・校内研修を行ったり、校外研修に参加したりするなどして、いじめ防止に向けて教職員の指導力の向上を図る。

②授業前後の生徒の観察・報告・連絡・確認

- ・いじめは、教職員の目の届かないところで起こることが多いので、授業担当者は授業前後にトイレやベランダ・更衣室など、生徒が集まりやすい場所に目をやり、生徒の行動を観察する。
- ・授業開始前や終了後、教室や廊下で生徒の行動を観察する。
- ・気になることはすぐに関係職員に報告・連絡・確認する。

③一人ひとりが存在感のある授業づくり

- ・生徒一人ひとりの興味や関心にあった活躍ができる場を、それぞれの教科に応じて設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくる。
- ・間違った答えや意見であっても、大切にする。また、間違った答えや考えに対して、冷やかしやあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
- ・教師の言動や態度が生徒の心に大きく影響することを常に意識し、生徒が傷ついたり、いじめに繋がったりすることがないように十分注意する。

④その場での指導

- ・明らかな「冷やかしやからかい」、「悪口」などに対して、毅然とした態度で、学年全体、または学級で、適宜に適切な注意と指導を行う。

(3) 学年や学級での取り組み

①好ましい人間関係、認め合う風土づくり

- ・何よりも教師自身が明るく前向きに生活し、互いにあいさつが出来、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。
- ・教職員と生徒がより良い人間関係を築くために互いの長所や個性を認め合う態度で接する。

②リーダーの育成、メンバーシップの育成

- ・学級委員長や副委員長に学級のリーダーとしての自覚をしっかりと持たせるとともに、学級内の人間関係に気を配らせる。
- ・リーダーの育成とともに、それを支えるメンバーを育成し、互いに協力し合いながら学級の課題を解決できるようにする。

③道徳教育や特別活動の充実

- ・特に、年度始めに、いじめに関するテーマを学級で取り上げ、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。

○情報交換（報告・連絡・相談・確認・記録）

- ・担任一人だけの問題とせず、学年内で互いに共通理解が出来るよう絶えず情報交換を図る。

2 家庭との連携

(1) 便りの活用

- ・保護者から協力を得るためにも、日々の学校の取り組みや生徒の様子を学校・学年便りや学級便りなどで知らせる。

(2) 生活ノート等の活用

- ・生活ノート（デイリーライフ）などを通して、家庭（保護者）とのやりとりを密接に行う。

(3) 相互理解

- ・生徒に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。

(4) 誠意ある対応

- ・保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談して好かった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。

(5) 学校開放日の設定

- ・保護者や地域住民、関係諸機関に学校や生徒をより良く理解してもらうためにも、授業参観日などの学校開放日を積極的に設ける。

3 関係機関との連携

(1) 関係機関と連携した対応

①窓口の確認

- ・連絡窓口になる職員は生徒指導主任とし、管理職や学年主任との連絡を日頃から密にしておく。

②日頃からの情報交換

- ・いじめ問題の相談は関係機関に持ち込まれることも多いので、学校からも積極的に出向いて情報交換をし、連携・協力を求める。

※県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」より

③警察との相談・通報及び連携

- ・生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、生徒の健全な育成の観点から日常的に警察と情報共有や相談を行う。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 生徒の立場に立つ

- ・一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 生徒を共感的に理解する

- ・集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 見えにくい「いじめ」

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、けんか、部活動の練習のふりをして行われている形態等がある。

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はだめな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、等といった心理が働く。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があってもでようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼する。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

No.	分類	抵触する可能性のある刑罰法規
1	冷やかしやからかい、ふざけ合い、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
2	仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
3	軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
4	ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする、けんか	暴行、傷害
5	金品をたかられる	恐喝
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

4 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察（生徒がいるところには、教職員がいる）

「いるべき時、いるべき場所に、いるべき教師がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト（県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」参照）を活用する。

(2) 観察の視点（Q-U検査の活用）

担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行うことが必要である。

(3) 生活ノート（コメントのやり取りから生まれる信頼関係）

生活ノートなどの活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（気軽に相談できる雰囲気づくり）

日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気楽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と生徒の信頼関係の上で形成されるものである。スクールカウンセラーを活用したり、ふれあいの日を設定したりして、相談体制を整備することが必要である。

(5) ふり返りアンケート

アンケートを定期的に実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法について、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要である。

5 相談しやすい環境づくりと配慮

生徒が教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。相談することで、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなりいじめが潜在化を助長する可能性も考えられる。

(1) 本人からの訴え

①心身の安全を保障する

- ・日頃から、訴え出たことを認め、全力で守るという、教職員の姿勢を伝える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアを努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

②事実関係や気持ちを傾聴する

- ・生徒を信じるという姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。
事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの生徒からの訴え

- ・いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。
- ・訴え出したこととその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴え

- ・保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ・問題が起きたときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起きてない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子についてこまめに連絡を取り合う。
- ・生徒の出来ていないところや苦手なところを一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躾や子育てについて、否定されたと感じる事も多い。保護者の気持ちを十分理解し接することが大切である。

6 地域の協力を得るために

学校と生徒の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における教育支援を求めることが必要である。

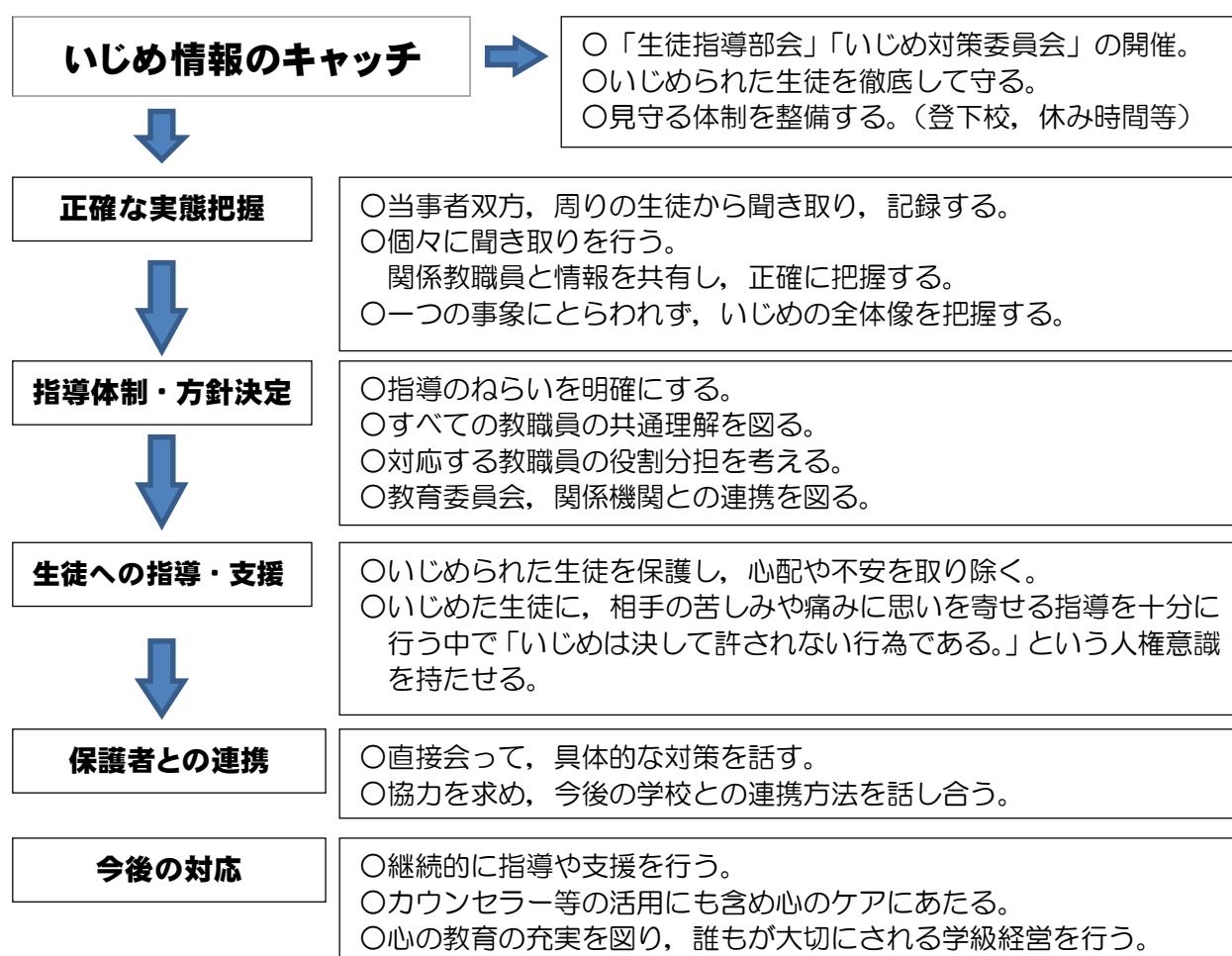
また、地域から生徒の気になる言動があればすぐに学校に連絡が入るように、体制づくりに努めることが大切である。

本校では、地域連携を積極的に図るため、地域行事への参加、学校開放などの機会を増やしている。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのときに、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。また、学級担任等のみで対応することなく、組織的に対応する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ①いじめに事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ②迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

①生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- ・速やかに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係・指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- ・家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝え、家庭での変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(2) いじめた生徒に対して

①生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝え、一緒に考え、具体的な助言を行う。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(3) 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はなし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 繼続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

(5) 外部機関との連携

①警察との連携

- ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応していく。（<参考資料>参照）

②いじめられた生徒に対して

- ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制を構築し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始め、医療機関等とも協力しつつ、ケース会議を速やかに開催し、適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生（被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等）を防ぎ、傷ついた心のケアを行う。

③いじめた生徒に対して

- ・いじめの行為の背景や当該生徒が抱える課題について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、適切なアセスメントを行いつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる。また、当該生徒が様々な背景を有している場合もあるので、特別な配慮を必要とする場合には、当該生徒だけでなくその保護者に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して指導だけでなく適切な支援を行う。

4 ネットいじめの発見と対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

VI その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあつた場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

【さ】・・・最悪を想定して	<×さっさと>
【し】・・・慎重に	<×自分で>
【す】・・・素早く	<×素通りして>
【せ】・・・誠意を持って	<×専門家に任せきり>
【そ】・・・組織的に	<×素知らぬふりで>

2 校内研修の充実

年度始めや必要に応じて、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で「チーム山中湖中」として共通理解を図る

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

さらに、初任者等の若年層教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう配慮する。

VII いじめ防止指導計画の作成

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度始めに組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

<年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会等による保護者向け啓発 いじめ対策委員会・指針方針・指導計画等 情報共有 			事案発生時、緊急対応会議の開催		
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 学級・学年づくり 人間関係づくり きずなの日(毎月) 					
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会(毎週) ふり返りアンケート(毎月) 					<ul style="list-style-type: none"> Q-U検査
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等				事案発生時、緊急対応会議の開催		
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 学級・学年づくり 人間関係づくり きずなの日(毎月) 					<ul style="list-style-type: none"> 新入生実態把握
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会(毎週) ふり返りアンケート(毎月) 				<ul style="list-style-type: none"> Q-U検査 	

<参考資料> 警察に相談または通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当しうる犯罪
○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行（刑法第208条）
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害（刑法第204条）
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝（刑法第249号）
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗（刑法第235条）
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261条)
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。	強要（刑法第223条）
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、 231条)
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第7条)
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

(文部科学省 通知より)